

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	小児市助成医療扶助事業			事業の概要	健康で安心な保健・福祉の充実したまちづくり。市民が健康で安心して暮らせることを優先し、少子化対策の充実を図るため所得制限撤廃及び対象拡大を図り、子育て家庭への経済的支援を行う。	目標指標名	受給者数		
基本目標	Ⅱ 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり					数値目標	1, 820人		
基本施策	3 社会保障の充実					数値目標以外			
個別施策	1 社会保障の充実					目標値算出の考え方	県医療福祉費支給制度の所得制限超過世帯と制度の対象外である中学1～高校3年生相当(外来分)の見込数		
担当課	市民福祉部	保険年金課		性質別	任意的事業	根拠法令等			
区分	継続	事業期間	平成 17 年 ～		年				

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	少子化対策の一環として小児医療福祉制度が拡充されてきたが、制度の所得制限による県マル福非該当者と県マル福の対象外である中学1～高校3年生相当の外来に対して、本市独自に助成し小児医療扶助の受給者とした。			少子化対策の一環として小児医療福祉制度が拡充されてきたが、制度の所得制限による県マル福非該当者と県マル福の対象外である中学1～高校3年生相当の外来に対して、本市独自に助成し小児医療扶助の受給者とする。			少子化対策の一環として小児医療福祉制度が拡充されてきたが、制度の所得制限による県マル福非該当者と県マル福の対象外である中学1～高校3年生相当の外来に対して、本市独自に助成し小児医療扶助の受給者とする。			少子化対策の一環として小児医療福祉制度が拡充されてきたが、制度の所得制限による県マル福非該当者と県マル福の対象外である中学1～高校3年生相当の外来に対して、本市独自に助成し小児医療扶助の受給者とする。			少子化対策の一環として小児医療福祉制度が拡充されてきたが、制度の所得制限による県マル福非該当者と県マル福の対象外である中学1～高校3年生相当の外来に対して、本市独自に助成し小児医療扶助の受給者とする。		
指標の年度ごと目標値等	1, 812人			1, 820人											
事業の優先度							A+								
事業費	決算額	国補		予算額	国補										
	30,932千円	県補		30,490千円	県補		28,390千円	県補		28,390千円	県補		28,390千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
		一財	30,932千円		一財	30,490千円		一財	28,390千円		一財	28,390千円			

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性						
目標指標の実績	1, 812人		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）			
事務事業の評価・課題	総合評価	A+	市の将来を担う子どもたちが健康ですくすくと幸せに成長することを願い、また本格的な少子化対策として、安心して産み育てられる環境を提供するために継続して実施します。 R5年度見込 受給者数 1,820人			事業の方向性	財源について		備考
	新規採択					拡大			
	現状維持	○				計画通り	○		
	見直して継続					削減			
	拡充					/			
	改善								
	縮小								
	統合								
休止・廃止									
不採択									

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	○
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	○
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	○
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	妊産婦市助成医療扶助事業		事業の概要	平成21年7月1日に県の妊産婦医療福祉費支給制度(マル福)の改正があり、助成の対象が妊産婦特有の疾病に限定されたため、対象外の疾病について従来どおり必要とする医療を容易に受けられるように、少子高齢化対策の一環として市の単独事業で実施する。	目標指標名	受給者数	
基本目標	Ⅱ 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり				数値目標	40人	
基本施策	3 社会保障の充実				数値目標以外		
個別施策	1 社会保障の充実				目標値算出の考え方	県の妊産婦医療福祉費支給制度の規定から外れた疾病で医療機関を受診する妊産婦の見込数	
担当課	市民福祉部	保険年金課	性質別	任意的事業	根拠法令等		
区分	継続	事業期間	平成 21 年 ～ 年				

事業内容及び現状/事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	マル福制度対象外疾病の医療費の一部負担金を助成する。(下記の金額を超える部分を助成) ・自己負担額 外来：1日600円(病院ごとに月2回を限度とした) 入院：1日300円(病院ごとに月10回を限度とした)			今年度もマル福制度対象外疾病の医療費の一部負担金を助成する。(下記の金額を超える部分を助成) ・自己負担額 外来：1日600円(病院ごとに月2回を限度とする) 入院：1日300円(病院ごとに月10回を限度とする)			マル福制度対象外疾病の医療費の一部負担金を助成する。(下記の金額を超える部分を助成) ・自己負担額 外来：1日600円(病院ごとに月2回を限度とする) 入院：1日300円(病院ごとに月10回を限度とする)			マル福制度対象外疾病の医療費の一部負担金を助成する。(下記の金額を超える部分を助成) ・自己負担額 外来：1日600円(病院ごとに月2回を限度とする) 入院：1日300円(病院ごとに月10回を限度とする)			マル福制度対象外疾病の医療費の一部負担金を助成する。(下記の金額を超える部分を助成) ・自己負担額 外来：1日600円(病院ごとに月2回を限度とする) 入院：1日300円(病院ごとに月10回を限度とする)		
指標の年度ごと目標値等	36人			40人			40人			40人			40人		
事業の優先度							A+								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	234千円	県補		260千円	県補		260千円	県補		260千円	県補		260千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	234千円		一財	260千円		一財	260千円		一財	260千円		一財	260千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	36人		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価(企画政策課記入欄)				
事務事業の評価・課題	総合評価	A+	従来通りの医療費負担を維持することで、妊産婦の経済的不安を軽減し、健やかに出産を迎えることができる環境の充実と、深刻な少子化防止を図るため引き続き本事業を実施します。 R5年度見込 受給者数 40人(延数)			事業の方向性	財源について		備考	
	従来通りの医療費負担を維持することで、妊産婦の経済的不安を軽減し、健やかに出産を迎えることができる環境の充実と、深刻な少子化防止を図るため引き続き本事業を実施します。 R4年度見込 受給者数 40人(延数)					新規採択		拡大		
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
統合										
休止・廃止										
不採択										

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	○
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	○
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	○
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	小児自己負担市助成医療扶助事業			事業の概要	健康で安心な保健・福祉の充実したまちづくり。市民が安心して暮らせることを優先し、少子高齢化対策として実施することで人口増を図る。			目標指標名	受給者数		
基本目標	Ⅱ 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり							数値目標	5,300人		
基本施策	3 社会保障の充実							数値目標以外			
個別施策	1 社会保障の充実							目標値算出の考え方	県小児医療福祉費制度の対象となる0歳～小学6年生及び中学1～高校3年生相当(入院のみ)の見込数		
担当課	市民福祉部	保険年金課		性質別	任意の事業	根拠法令等					
区分	継続	事業期間	平成 20 年 ～		年						

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	少子化対策の一環として、県小児医療福祉費制度(マル福)対象児童の医療費の一部自己負担金を助成することにより、医療費の無料化を実施した。			今年度も少子化対策の一環として、県小児医療福祉費制度(マル福)対象児童の医療費の一部自己負担金を助成することにより、医療費の無料化を実施する。			少子化対策の一環として、県小児医療福祉費制度(マル福)対象児童の医療費の一部自己負担金を助成することにより、医療費の無料化を実施する。			少子化対策の一環として、県小児医療福祉費制度(マル福)対象児童の医療費の一部自己負担金を助成することにより、医療費の無料化を実施する。			少子化対策の一環として、県小児医療福祉費制度(マル福)対象児童の医療費の一部自己負担金を助成することにより、医療費の無料化を実施する。		
指標の年度ごと目標値等	5,285人			5,300人			5,300人			5,300人			5,300人		
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	26,600千円	県補		25,480千円	県補		24,781千円	県補		24,781千円	県補		24,781千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	26,600千円		一財	25,480千円		一財	24,781千円		一財	24,781千円		一財	24,781千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	5,285人		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価(企画政策課記入欄)				
事務事業の評価・課題	総合評価		引き続き子育て世代の経済的負担を軽減し、より子育てしやすい環境を整えるため本事業を実施します。 R5年度見込 受給者数 5,300人			事業の方向性		財源について		備考
	A					新規採択		拡大		
	引き続き子育て世代の経済的負担を軽減し、より子育てしやすい環境を整えるため本事業を実施します。 R4年度見込 受給者数 5,300人					現状維持	○	計画通り	○	
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
		統合								
		休止・廃止								
		不採択								

事業の優先度・総合評価

事業名： 小児自己負担市助成医療扶助事業

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	○
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	○
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	○
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---